

計画年度

平成 24 年度～平成 32 年度

大阪府における獣医療を提供する体制
の整備を図るための計画書

～特に産業動物の感染症対策を中心として～

平成 24 年 4 月

大阪府

目 次

獣医療を提供する体制の整備を図るための大阪府計画	1
第1 整備を行う診療施設の内容その他の診療施設の整備に関する目標	2
1 診療施設及び主要な診療機器の整備の現状	
(1) 診療施設	
(2) 主要な診療機器等	
2 診療施設の整備に関する目標	
(1) 家畜保健衛生所	
(2) 府立大学	
(3) 個人開設者	
第2 獣医師の確保に関する目標	4
1 産業動物獣医師の現状と確保目標	
2 獣医師の確保対策	
(1) 府立大学生と対象とした取組	
(2) インターンシップ制度の利用	
第3 相互の機能及び業務の連携を行う施設の内容及びその方針	5
1 府立大学との連携	
2 近畿府県との連携	
3 野生動物分野との連携	
(1) 野鳥における高病原性鳥インフルエンザ対策	
(2) 外来野生動物の動物由来感染症対策	
4 環境農林水産総合研究所との連携	
5 個人産業動物獣医師との連携	
6 食肉衛生検査所との連携	
7 保健所との連携	
8 獣医師会との連携	
9 大阪府動物由来感染症検討委員会の役割	
第4 診療上必要な技術の研修の実施その他の獣医療に関する技術の向上に関する事項	8
1 高度研修	
2 将来の動物の感染症対策に従事する獣医師養成	
第5 その他獣医療を提供する体制の整備に関し必要な事項	9
1 獣医師による広報活動の充実	
2 「動物愛護畜産課」の役割	

獣医療を提供する体制の整備を図るための大阪府計画

大阪府の獣医療は、飼育動物の診療、保健衛生指導等を通じて、畜産業の発展、動物の保健衛生の向上に大きな成果を上げてきたが、近年、獣医療を取り巻く状況には、著しい変化が見られる。産業動物における獣医療については、飼育規模の拡大等を背景とした慢性疾病の顕在化や、個体の生産機能に密接に関連する疾病の発生増加等が、生産性の向上を図る上での阻害要因となっている。

このような中、「食料・農業・農村基本法」に基づき策定された「食料・農業・農村基本計画」及び「酪農及び肉用牛の生産の振興に関する法律」に基づき策定された「大阪府酪農・肉用牛生産近代化計画書」を踏まえ、適切な獣医療の提供の基盤のもとに、大阪産として地産地消を推進できる都市近郊での畜産業の進展、食糧自給率の向上を図ることが必要となっている。このため獣医師に対しては、衛生的な飼育環境指導等による疾病予防対策、集団管理衛生技術の提供、及び経済性を見据えた生産性向上指導等、幅広い獣医療の提供が要請されるようになっている。

一方、国内での高病原性鳥インフルエンザや牛海綿状脳症（BSE）、口蹄疫の発生をふまえ、家畜伝染病の大規模な発生に対する危機管理体制の再点検・強化や事前対応型の防疫体制を確立するため、①産業動物獣医師および本府に勤務する獣医師の確保 ②獣医療関連施設の相互の機能及び業務の連携 ③家畜防疫に携わる獣医師の養成と獣医療技術に関する研修体制の体系的な整備等による、迅速かつ的確な防疫体制の確立が求められている。

本府における産業動物獣医師は少数であり、半数が小動物診療と兼務であり、他府県在住の獣医師にも診療を依頼せざるを得ない状況である。このため家畜保健衛生所の実施する定期検査・注射、衛生指導、疾病診断等が家畜の疾病予防・衛生維持の砦となっており、産業動物に関わる公務員獣医師の維持が課題となっている。

また大規模な家畜伝染病の発生に加え、自然災害に端を発した原子力発電所事故の発生により、安全で良質な畜産物の安定供給に対して府民の大きな関心が注がれるようになり、消費者ニーズに則した品質面・安全面・価格面で優れた畜産物を887万府民に対し安定的に供給するためには、一層の獣医療提供体制の整備が必要となっている。

このような状況に対処し、本府の獣医療が今後とも畜産業の健全な発達、動物の保健衛生の向上に寄与していくため、獣医療関係施設の相互の機能及び業務の連携を強化していく。特に本府において重要な課題である産業動物の感染症に対応するため、診療施設・機器等の計画的な整備、本府に勤務する獣医師の確保対策を推進し、質の高い感染症対策を的確、効率的に提供する体制の整備を図っていくこととする。

第1 整備を行う診療施設の内容その他の診療施設の整備に関する目標

大阪府の農業分野における行政区分は、基本的には農と緑の総合事務所を単位として4地域に区分されているが、家畜保健衛生所の設置状況、家畜の飼養状況及び獣医師の診療体系から、府内全域を1区分とし、各施設が連携協力し府内全域の生産衛生管理機能の整備、診療、病性鑑定機能の充実強化を図り、家畜伝染病の予防、畜産物の安全性の向上を推進する。

1 診療施設及び主要な診療機器の整備の現状

(1) 診療施設

(単位：か所)

区分	診療施設(計)	内容(開設主体の種類別内訳)						
		府	市町村	農業協同組合	農業共済組合	獣医系大学	法人その他の団体	個人
産業動物	8	1	0	0	0	*1	0	6
小動物	689	8	4	0	0	1	227	449

資料： 獣医療法第3条の届出(平成22年12月現在)を参考とし、動物園・乗馬クラブ・民間の検査機関・環境農林水産総合研究所食とみどり技術センターは除く。

注： 診療施設には、獣医療法第7条第1項に規定する「往診診療者等」を含めるものとする。

*：公立大学法人 大阪府立大学生命環境科学部附属獣医臨床センター(以下、府立大学)

(2) 主要な診療機器等

平成22年末に実態調査した産業動物診断施設の整備の現状は、次のとおりである。

ア 診療施設の整備状況

(単位：台、式)

開設主体の種類	調査施設数	診療室	手術室	検査室	解剖室	病性鑑定室					焼却施設	エックス線診療室	入院施設
						細菌	ウイルス	生化学	病理	他			
府	1			1	1	1	1	1	1	2	1		
府立大学	1	9	4	2	1	1	1	2	2			3	4
個人	6	6	4	1	1							2	2
計	8	15	8	4	3	2	2	3	3	2	1	5	6

注：「エックス線装置」を有し、「エックス線診療室」を有しない場合には、移動型及び携帯型エックス線装置等が該当する。

イ 主要な診療機器の整備状況（単位：か所）

開設主体の種類	調査施設数	検体成分分析装置								
		血液生化学分析装置	血液電解質分析装置	高速液体クロマトグラフ	原子吸光分光光度計	その他の分光高度計	自動血球計算機	牛乳中体細胞測定装置	乳成分測定器(ミルロスカン)	血液ガス特定装置
府	1	1		1	1	1	1			
府立大学	1	4	2	1	1	2	3			1
個人	6	3	1							
計	8	8	3	2	2	3	4	0	0	1

開設主体の種類	調査施設数	生体画像診断機器								
		ファイバースコープ	エックス線撮影装置	超音波診断装置	心電音計	自動現像装置	イメージングファイブ	CT	MRI	PET
府	1									
府立大学	1	2	4	4	1		2	1	1	
個人	6		3	7	2	1				
計	8	2	7	11	3	1	2	1	1	0

開設主体の種類	調査施設数	免疫・DNA診断装置等									
		酵素抗体測定装置	ELISA用プレートウォッシャー	蛍光顕微鏡	写真撮影顕微鏡撮影装置	嫌気性菌培養装置	PCR装置	DNAシーケンサー	孵卵器	クリーンベンチ	安全キャビネット
府	1	1	2	3	1	1	4		10		4
府立大学	1	1	1	1	1	1	3	2	1	1	1
個人	6				1						
計	8	2	3	4	3	2	7	2	11	1	5

開設主体の種類	調査施設数	理化学的治療機器					受精卵移植関連機器		その他			
		レーザー装置	ガス麻酔機	人工呼吸器	自動点滴装置	エックス線装置(撮影装置を除く)	治療用の放射線照射装置(エックス線装置、PET除く)	マイクロマニピュレーター	フログラムフリーザー	オートクレーブ	ガス滅菌器	遠心分離器
府	1								9		10	
府立大学	1	2	10	10	15	2	2	1	1	3	1	5
個人	6		3	2	1				1	4		5
計	8	2	13	12	16	2	2	1	2	16	1	20

2 診療施設の整備に関する目標

(1) 家畜保健衛生所

家畜保健衛生所については、家畜伝染病の大規模な発生に対する危機管理体制の再点検・強化や、生産者が求める集団管理衛生技術の提供等の課題に対処するため、病性鑑定機能の充実・強化や生産衛生管理機能の整備・充実が図られるよう、必要な施設、機器等の整備を推進する。

検査については現在、府立大学との提携のもと、バイオセーフティ検査室等、大学の高度な施設・機器をも利用し各種検査の高度化・迅速化を図っているが、今後も新技術の導入等により、病性鑑定能力の向上及び情報提供機能を強化していく。

(2) 府立大学

府立大学は診療施設が整備されているため、今後も獣医療の指導的な役割を担っていく。特に家畜保健衛生所と提携し、高度な施設・機器を家畜保健衛生所に提供することにより病性鑑定能力を向上させ、動物由来感染症等の侵入危機に対する監視体制の強化を図る一方、行政機関と一体化することにより、実践的でより社会に役立つ獣医師養成を推進する。

また最新情報の収集に努め、関係機関への情報発信を推進する。

(3) 個人開設者

産業動物に係る個人開業診療施設は、動物の感染症の検査については、検査機器の整備が図られている家畜保健衛生所への検査依頼に努める。

第2 獣医師の確保に関する目標

1 産業動物獣医師の現状と確保目標

本府における産業動物の診療を行う獣医師の活動状況については、乳用牛・肉牛については農業共済組合の指定獣医師及び個人開設者が個別診療している。馬については、乗馬クラブが開設する診療施設が、府内全域の診療にあたっている。豚、鶏については個人開設者の関与は限定されており、保健衛生指導、疾病発生時のまん延防止を主体として、家畜保健衛生所による指導が重要になっている。

産業動物獣医師の数は現在、大阪府に勤務する獣医師が 31 名、民間の産業動物獣医師が 8 名である。このうち大阪府に勤務する獣医師は、目標年度の平成 32 年度までに約半数にあたる 16 名の退職者が見込まれている。今後とも家畜伝染病等に対する防疫体制に支障を来さないよう、職員の計画的な確保と配置に努めていく。

(単位：人)

獣医師数	平成 23 年 12 月現在	平成 32 年度までの退職予定者数
大阪府に勤務する獣医師	31	16
産業動物獣医師	8	2
合計	39	18

2 獣医師の確保対策

(1) 府立大学生を対象とした確保対策

産業動物獣医師や公務員獣医師の不足が発生する原因としては、新規獣医師の約半数が小動物分野選択していること等、獣医師の活動分野における偏在が挙げられている。この職域偏在については、獣医系大学教育において産業動物や行政に携わる獣医師の役割に係る授業が少なく、学生が大学教育を通じて産業動物診療や家畜衛生行政等について知る機会が少ないことが、原因の一つになっているとの指摘がある。

大阪府では平成 22 年度に家畜保健衛生所が府立大学の隣接地に移転したため、大学との連携に関する協定書を締結し、また官学連絡協議会を設立している。

家畜保健所や本庁の職員による大学での講義、家畜講習会等の大学での開催、野外症例検体の教材・研究向け提供、防疫訓練への学生の参加等を実施しているが、今後も大学教育において畜産現場での発生症例の実態等を示すことにより、産業動物診療や家畜衛生行政等の意義・魅力を学生に伝え、産業動物および公務員獣医師の計画的な確保を推進する。

(2) インターンシップ制度の利用

現在、家畜保健衛生所職員による府立大学でのインターンシップ概論の講義、府立大学生へのインターンシップ実習による病性鑑定技術の指導等を実施している。また近畿各府県に対し、府立大学等へのインターンシップ実習の受入れを推奨している。今後もより積極的に産業動物に関する獣医学教育への支援に努め、産業動物及び公務員獣医師の担い手育成に努める。

第3 相互の機能及び業務の連携を行う施設の内容及びその方針

家畜保健衛生所は地域防疫の拠点として位置づけられていることから、同所を核とし、府立大学を始めとして、多様な機関との連携の下で動物の感染症対策の強化を図り、関係機関が一体となった組織的な防疫体制の確立を推進していく。

1 府立大学との連携

平成 21 年 4 月、府立大学は泉佐野市のりんくうタウンに移転開学、一方、その一年後、家畜保健衛生所が従来の 2 所 1 支所を再編整備し、府立大学に隣接して建設された。両機関は、高病原性鳥インフルエンザ等の動物由来感染症の防疫体制等を強化するため、両機関が行う教育・試験研究活動全般における連携及び交流を図り、相互の一層の進展と地域社会の発展に資することを目的に、連携協定を締結した。

両機関は、平成 22 年 6 月に官学連携協議会を設置し、具体的な方策の協議を開始した。そして、①高度な検査施設（BSL 3 施設、遺伝子解析装置、電子顕微鏡、大動物解剖室、感染動物実験室など）の利用による病性鑑定能力の向上 ②家保の業務（疾病発生動向等の情報）と大学の研究の情報交換 ③専門分野の長期研修を実施することを約し、現在も継続している。

さらに、家保から府立大学の学生へ、家畜衛生に関する講義や防疫訓練などの実習の実施、家保が毎年開催する家畜保健衛生業績発表会における助言者の派遣や学生等の出席などの連携も実施している。今後、さらなる連携を深め、獣医療に係る研究・技術開発の促進を図っていく方針である。

2 近畿府県との連携

平成22年12月に、本府が事務局となり、近畿ブロックの6府県の畜産主務課と家畜保健衛生所、近畿農政局消費・安全部安全管理課、府立大学、京都産業大学総合生命科学部動物生命医科学科で構成する「近畿ブロック病性鑑定ネットワーク協議会」を設立した。本協議会は、府県の病性鑑定施設と大学研究施設をネットワーク化し、高病原性鳥インフルエンザ等の重要家畜伝染病の検査・診断体制の強化を図ることを目的としている。

同協議会では検討を重ね、①大学・研究機関との情報交換、技術交流、勉強会・研修会の実施②大学施設を活用した病性鑑定(高病原性鳥インフルエンザのH亜型判定、口蹄疫抗原検出検査、中毒等)③病性鑑定情報の共有化(アルボウイルス、異常産等)を実施することで合意に達した。

その実践として、東北大震災による福島第一原発の事故による影響について検討するために、平成23年9月に府立大学の放射線研究センターの研究者を招き「放射線と食品の安全性」について勉強会を、また同9月に府県において鳥インフルエンザの診断を可能にするために、京都産業大学鳥インフルエンザ研究センターに府県の病性鑑定担当者が参集し、「鳥インフルエンザのPCR検査及びHI検査法」の専門技術研修会を開催した。

今後も本協議会では、アジアにおける新興感染症の勉強会、ボツリヌス毒素検出法、ヨーネ病のリアルタイムPCR検査手技などの技術研修会等、感染症を中心とした活動を積極的に行うこととしており、府県を越えた広域的な防疫対応を深めていく。

3 野生動物分野との連携

(1) 野鳥における高病原性鳥インフルエンザ対策

カモなどの水禽類については、本病ウイルスを保有し、死亡する例も国内で多数確認されている。特に、平成22年度は、16道府県においてオオハクチョウ、オシドリなどで確認され、家禽での多数の発生にも関連しているとの推測もされている。

このように野鳥の糞便検査は国内での家禽のHPAI発生予測として重要な調査であるため、本府では平成18年度から、府内の10ヶ所の水禽類が飛来する沼や川において冬季(10～3月)に糞便のウイルス保有検査を実施し、浸潤状況を確認しているが、今後も継続強化していく。

(2) 外来野生動物の動物由来感染症対策

本府では、アライグマ防除実施計画に基づき市町村で捕獲された個体の措置を行っている。一方、本府では後述する「大阪府動物由来感染症対策検討委員会」における検討を踏まえ、アライグマがレプトスピラ症、アライグマ回虫症などの動物由来感染症を媒介することが報

告されていることから、これらの浸潤状況調査のため、捕獲されたアライグマを対象にサーベイランスを実施している。

アライグマ回虫症については、家保において検査し、平成22年度では166頭検査し陽性は認められなかった。レプトスピラ症については、家保においてPCR検査法により検査し、平成22年度では131頭中23頭で陽性であった。この結果は、府のホームページへ掲載し、府民等へ情報提供するとともに、注意喚起を行っている。

このように、野性動物における獣医師の役割は益々重要になってきており、本府では動物愛護畜産課の野生動物グループに獣医師を配置している。

4 環境農林水産総合研究所との連携

環境分野と農林水産分野の研究を行う総合研究組織として、環境農林水産総合研究所がある。同研究所では、食品産業等から排出される未利用・低利用資源の飼料化技術、乳牛、肉牛、鶏、アヒル等の飼養管理技術、家畜排せつ物からのエネルギー生産技術、家畜ふん尿処理や悪臭防止技術、農業の六次産業化のための畜産物生産技術の開発などに取り組んでいる。また、同研究所で開発された技術は家畜保健衛生所等と連携して、畜産農家への普及を図っている。

さらに、同研究所は家畜保健衛生所や大阪府立大学と連携し、大阪府立大学獣医学専攻の学生の大動物臨床実習、獣医衛生学実習などを行っており、産業動物に関する実践的な技術習得の場を提供している。本年度はその一環として、毎年大阪府が実施している「高病原性鳥インフルエンザ防疫実地訓練」を同研究所で実施した。同研究所では訓練に所内で飼育している鶏を用いることができ、生産性を追及している一般の畜産農家では困難な、より実際に近い演習を実施できる府内唯一の施設である。

このように同研究所は獣医診療や畜産分野の新しい生産技術の開発・普及や人材育成にも貢献しており、同研究所、家畜保健衛生所、大阪府立大学との連携は今後とも極めて重要である。

5 個人産業動物獣医師との連携

府内には、主に牛等を診療する産業動物獣医師が6名開業している。

これらの獣医師とは、家畜保健衛生所が不定期ではあるが、情報交換のための連絡会議を開催している。たとえば、家畜伝染病の防疫対策への協力、畜産農家への指示事項の徹底等を議題として検討を重ねている。今後も、口蹄疫等の感染症の万が一の発生に備えるため、府下での疾病発生状況に関する最新情報の共有化に努める。

6 食肉衛生検査所との連携

府内の食肉市場、食肉センター及び大規模食鳥処理場には食肉衛生検査所が併設されており、これらの食肉衛生検査所とは、従来から情報交換を行っているが、特に平成22年の口蹄疫発生以降、頻繁に会議を開催し、同施設で口蹄疫が発生した場合の対応について検討をしている。農水省が作成した特定家畜防疫指針を踏まえ、農水省に意見を聞きながら、食肉市場で発生した場合の対応に取り組んでおり、今後も連携が必須であると考えている。

7 保健所との連携

府内の保健所は動物由来感染症、特に高病原性鳥インフルエンザの発生時には、農家従業員の健康調査、防疫作業員の健康調査及び防護服着脱の指導など、重要な役割を担うこととなる。

したがって、本府の保健所の本庁機関である健康医療部地域保健感染症課と連携し、発生時の対応について常々情報交換を行っているが、今後も連携強化に努めていく。

8 獣医師会との連携

本府には、社団法人大阪府獣医師会（以下、府獣医師会）、公益社団法人大阪市獣医師会（以下、市獣医師会）があり、府獣医師会には、家畜衛生獣医師、産業動物獣医師も所属している。

両獣医師会へは、新興感染症、及び感染症発生時の情報等の周知をはかるとともに、大規模感染症の発生時には、畜産分野での経験のある獣医師の派遣等を依頼し、遅滞なく防疫対応に着手できるよう調整を図る。

9 大阪府動物由来感染症対策検討委員会の役割

本府では、平成15年から府立大学獣医学科教授、府及び市獣医師会、大阪府医師会、市長会、町村長会、府立公衆衛生研究所、家畜保健衛生所、保健所、府庁関係課を委員として「大阪府動物由来感染症対策検討委員会」を設置し、府が行う動物由来感染症の発生防止、積極的疫学調査（サーベイランス）等に関して意見聴取及び意見交換を行っている。

原則として年2回、委員会を開催し、サーベイランス結果の報告、現在問題となっている感染症のサーベイランス対象とするかどうかの検討、感染症発生時の府の防疫対応方針への意見具申などの検討を行っている。

本検討会は、本府において人・動物の関係者が一同に揃う唯一の委員会であることから、動物由来感染症対策を検討する委員会の役割は、今後益々高まると考えられる。

4 診療上必要な技術の研修実施、その他の獣医療に関する技術の向上に関する事項

1 高度研修

家畜保健衛生所職員は、従来より農林水産省主催の家畜衛生講習会として、（独）動物衛生研究所で、特殊講習会（牛疾病、豚疾病、鶏疾病、獣医疫学）を受け、学術及び技術実習を図ってきた。さらに病性鑑定を担当する職員については、7ヶ月に及ぶ専門研修を動物衛生研究所及び府立大学で受け、感染症の精密検査技術の習得を図っている。各研修内容については伝達講習会を通じ、職員や産業動物獣医師、関連機関に情報提供している。

今後は、原子力発電所事故のような想定のない事態の発生に伴い、新たな検査・調査等が必要になることも予想される。このため部局・官民を超え、より広範囲な専門機関での技術研修等を積極的に行い最新の知識・技術を習得し、職員並びに関係者への情報提供・普及に努める。

2 将来の動物の感染症対策に従事する獣医師養成

獣医師の確保対策に記載したとおり、府立大学生に対し行政と連携した大学教育を提供しているが、今後もこの体制を推進し、産業動物診療や家畜衛生行政等の意義・魅力を学生に伝え、産業動物および公務員獣医師の計画的な確保を推進する。

また他の獣医系大学の学生に対しても、積極的に研修等の受入れを推進する。

第5 その他産業動物獣医療を提供する体制の整備に関し必要な事項

1 獣医師による広報活動の充実

高病原性鳥インフルエンザを始めとする動物由来感染症については、特に府民の関心が高く、たとえば平成16年に京都府で高病原性鳥インフルエンザが発生し、本府においてもカラスでウイルスが検出されたときには、府民からの多数の問い合わせがあり、さらに、死亡野鳥の検査が1日400羽に及ぶ検査依頼があった。

このようなことから、本府では府民の不安の払拭のために正確な情報と安心を与えることが重要であると痛感しており、このため、相談窓口の設置やホームページによる情報発信などをすぐに行える体制の構築が必須である。特に、専門家である獣医師の説明により不安を和らげる効果が大きいことから、獣医師による広報活動を推進していく。

2 計画の進行管理

診療施設の整備目標については、年度末、家畜保健衛生所において整備した機器等についてリストアップし、感染症検査における効果を点検する。

産業動物獣医師の確保数は、年度末に当該年度発生した感染症の防疫に対する体制に支障がなかったかを家保課長会議等で点検する。

また、新たな検査方法の開発や他府県での産業動物の感染症の発生など、社会情勢の変化に迅速に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行う。

3 「動物愛護畜産課」の役割

動物愛護畜産課には、動物愛護・畜産衛生・野生動物の3グループがあり、府内動物の監視指導等について一括管理し、動物由来感染症等の対策を実施している。この柔軟な体制を拡充しつつ、新たな社会的ニーズに応じ、家畜保健衛生所を中心として産学官が連携した研究開発を実践し、多様な動物に対応できる「動物愛護畜産課」を目指して施策を推進する。

大阪府立大学大学院生命環境科学研究科と
大阪府家畜保健衛生所との連携に関する協定書（案）

（目的）

第1条 大阪府立大学大学院生命環境科学研究科（以下「大学」という。）と大阪府家畜保健衛生所（以下「衛生所」という。）は、高病原性鳥インフルエンザ等の動物由来感染症の防疫体制等を強化するため、両機関が行う教育・試験研究活動全般における連携及び交流を図り、相互の一層の進展と地域社会の発展に資することを目的として次のとおり協定を締結する。

（連携事業）

第2条 両機関が連携して行う事業は、次のとおりとする。

- (1) 動物由来感染症等の学術研究における交流に関すること。
- (2) 産学官連携の推進及び地域貢献に関すること。
- (3) 獣医学教育に関すること。
- (4) その他、両者が必要と認めること。

（協議会の設置）

第3条 前条に掲げる項目に関する取組みについて協議するため、協議会を設置する。

（協定の期間）

第4条 本協定は、締結の日から効力を生ずるものとし、両機関のいずれかから協定終了の申し入れがない限り継続するものとする。

（その他）

第5条 本協定書の解釈に疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、両機関が協議して定める。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、双方各1通を保有する。

平成22年4月1日

大阪府堺市中区学園町 1-1
公立大学法人大阪府立大学大学院
生命環境科学研究科長 小崎 俊司

大阪府泉佐野市りんくう往来北 1-59
大阪府家畜保健衛生所
所長 西池 公男

学連絡協議会規約

(趣旨)

第1条 この官学連絡協議会(以下「協議会」という。)は、「大阪府立大学大学院生命環境科学研究科と大阪府家畜保健衛生所との連携に関する協定書」第3条に基づき、連携事業の具体的な方策等を協議する為設置するものとする。

(組織)

第2条 この協議会は次に掲げる委員を置く。

- (1) 大阪府立大学生命環境科学研究科獣医学専攻 教員 4名
- (2) 大阪府家畜保健衛生所及び動物愛護畜産課 職員 4名

(任期)

第3条 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第4条 会議は、事務局が招集する。

(事務局)

第5条 協議会の事務局は、大阪府家畜保健衛生所に置く。

(附 則)

この規約は、平成22年6月10日から施行する。

近畿ブロック病性鑑定ネットワーク協議会規約

(趣旨)

第1条 この近畿ブロック病性鑑定ネットワーク協議会（以下「協議会」という。）は、近畿ブロック府県の病性鑑定施設と大学研究施設をネットワーク化し、高病原性鳥インフルエンザ等の重要家畜伝染病の検査・診断体制の強化を図る為設置するものとする。

(内容)

第2条 この協議会で協議する内容は、次のとおりとする。

- (1) 家畜伝染病の病性鑑定に係る課題整理と近畿ブロック内のネットワークの構築について
- (2) 家畜の防疫・衛生指導に関わる獣医師の人材育成について
- (3) その他

(組織)

第3条 この協議会は、次に掲げる機関より選出された委員で構成する。

- (1) 大阪府立大学大学院生命環境科学研究科獣医学専攻
- (2) 京都産業大学総合生命科学部動物生命医科学科
- (3) 近畿農政局消費・安全部安全管理課
- (4) 滋賀県農政水産部畜産課、家畜保健衛生所
- (5) 京都府農林水産部畜産課、中丹家畜保健衛生所
- (6) 兵庫県農政環境部畜産課、姫路家畜保健衛生所
- (7) 奈良県農林部畜産課、家畜保健衛生所
- (8) 和歌山県農林水産部畜産課、紀北家畜保健衛生所
- (9) 大阪府環境農林水産部動物愛護畜産課、家畜保健衛生所

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第5条 会議は、事務局が招集する。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、大阪府環境農林水産部動物愛護畜産課に置く。

(附 則)

この規約は、平成22年12月20日から施行する。